

# 上山市国民保護計画

令和6年2月

上 山 市

## 目次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、市国民保護計画の趣旨、構成等	1
1 市の責務並びに市の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置	1
2 市国民保護計画の趣旨	1
3 市国民保護計画の構成及び作成上の留意事項	2
4 市国民保護計画の見直しと変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 国民保護措置に関する基本方針	3
2 その他の留意事項	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1 市及び関係機関の役割の概要	4
2 市の事務	5
3 関係機関の連絡先の把握	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	5
1 地形	5
2 気候	7
3 人口分布	7
4 道路の位置等	8
5 鉄道の位置等	8
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	8
1 武力攻撃事態	8
2 緊急対処事態	11
3 本市において特に留意すべき事項	12
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 市における組織・体制の整備	13
1 市の各課における平素の業務	13
2 市職員の参集基準等	14
3 消防機関の体制	15
4 市民の権利利益の迅速な救済に係る手続等	15
第2 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的考え方	16
2 県との連携	16
3 近接市町との連携	17
4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携	17
5 ボランティア団体等に対する支援	17
第3 通信の確保	18
1 通信体制の整備	18
2 市における非常通信体制の確保	18

第4章 情報収集・提供等の体制整備	19
1 基本的考え方	19
2 警報等の伝達に必要な準備	19
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	20
4 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	20
第5章 研修及び訓練	21
1 研修	21
2 訓練	21
第2章 避難、救援に関する平素からの備え	22
1 避難に関する基本的事項	22
2 避難実施要領のパターンの作成	23
3 救援に関する基本的事項	23
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	23
5 避難施設の指定への協力	24
6 生活関連等施設の把握等	24
第3章 物資及び資材の備蓄、整備等	25
1 市における備蓄	25
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	25
第4章 国民保護に関する啓発	26
1 国民保護措置に関する啓発	26
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	26
第3編 武力攻撃事態等への対処	27
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	27
1 緊急事態連絡室の設置及び初動措置	27
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	28
第2章 市対策本部の設置等	29
1 市対策本部の設置	29
2 通信の確保	32
3 マニュアルによる運用	33
第3章 関係機関相互の連携	33
1 国・県の対策本部との連携	33
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請	33
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	34
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	34
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	35
6 市の行う応援等	35
7 ボランティア団体等に対する支援等	35
8 住民への協力要請	36
第4章 警報及び避難の指示等	36
第1章 警報の伝達等	36
1 警報の内容の伝達等	36

2	警報の内容の伝達方法	36
3	緊急通報の伝達及び通知	37
4	マニュアルによる運用	37
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>37</b>
1	避難の指示の通知・伝達	37
2	避難実施要領の策定	38
3	避難住民の誘導	42
4	マニュアルによる運用	44
<b>第5章</b>	<b>救護</b>	<b>44</b>
1	救援の実施	44
2	関係機関との連携	45
3	救援の内容	45
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>46</b>
1	安否情報システムの利用	46
2	安否情報の収集	46
3	県に対する報告	47
4	安否情報の照会に対する回答	47
5	日本赤十字社に対する協力	47
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>48</b>
<b>第1</b>	<b>生活関連等施設の安全確保等</b>	<b>48</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	48
2	武力攻撃災害の兆候の通報	48
3	生活関連等施設の安全確保	48
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	49
5	武力攻撃原子力災害への対処	49
<b>第2</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処</b>	<b>49</b>
1	応急措置の実施	49
2	国の方針に基づく措置の実施	49
3	関係機関との連携	50
4	汚染原因に応じた対応	50
<b>第3</b>	<b>応急措置等</b>	<b>51</b>
1	退避の指示	51
2	警戒区域の設定	52
3	事前措置	53
4	応急公用負担等	53
5	消防に関する措置等	53
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>54</b>
1	被災情報の収集及び報告	54
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>55</b>
1	保健衛生の確保	55
2	廃棄物の処理	56

---

第10章 国民生活の安定に関する措置	57
1 生活基盤等の確保	57
2 避難住民等の生活安定等	57
3 生活関連物資等の価格安定	57
第11章 特殊標章等の交付及び管理	58
1 特殊標章等	58
2 特殊標章等の交付及び管理	58
3 特殊標章等に係る普及啓発	59
第4編 復旧等	60
第1章 応急の復旧	60
1 基本的考え方	60
2 公共的施設の応急の復旧	60
第2章 武力攻撃災害の復旧	60
1 国における所要の法制の整備等	60
2 市が管理する施設及び設備の復旧	60
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	61
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	61
2 損失補償及び損害補償	61
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	61
第5編 緊急対処事態への対処	62
1 緊急対処事態への対処	62
2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項	62
3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	62
4 特殊標章等の取扱い	62
5 国民経済上の措置の取扱い	63
6 備蓄、避難施設等に係る取扱い	63

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、市国民保護計画の趣旨、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務並びに市の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民（住民票を持つ本来の市民の他、観光客や訪問者、外国人等国民保護措置時市の区域に居合わせた人も含む。以下同じ。）の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市が実施する国民保護措置

ア 市長は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実施する。

(ア) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

(イ) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

(ウ) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(エ) 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置

(オ) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

イ 市の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

#### (3) 市が実施する緊急対処保護措置

ア 市長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。

イ 市の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

### 2 市国民保護計画の趣旨

#### (1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市全体として

万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市国民保護計画は、国民保護法第35条及び第182条第2項の規定に基づき、市が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 市国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

(1) 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

編	内 容
本 編	第1編 総論
	第2編 平素からの備えや予防
	第3編 武力攻撃事態等への対処
	第4編 復旧等
	第5編 緊急対処事態への対処
資料編	

(2) 市国民保護計画の作成上の留意事項

市国民保護計画の本編は、主に市が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する。

なお、この計画で定める市が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

4 市国民保護計画の見直しと変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

政府の策定する基本方針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会へ諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するなど、計画作成

時と同様の手続等により行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

### 1 国民保護措置に関する基本方針

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する市民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時にかつ、適切な方法で提供する。この場合において、個人情報保護に留意する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

この場合において、市民は、その自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

#### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

#### (7) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、市は、要請に応じて

国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 上山市地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等の対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、上山市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

2 その他の留意事項

外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

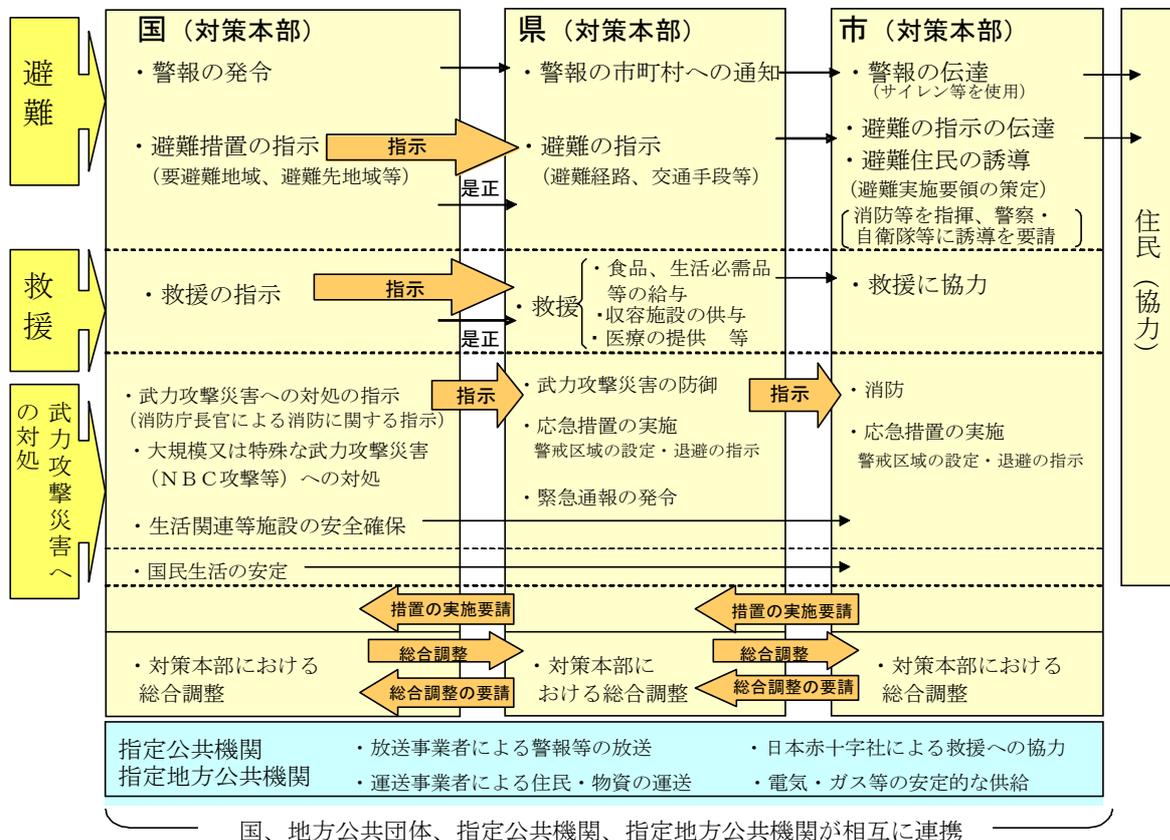
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である市及び関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。

市及び関係機関の役割の概要



## 2 市の事務

国民保護措置に関し、市は、次の事務を処理する。

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 3 関係機関の連絡先の把握

市は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。

なお、当該連絡先については、資料編に記載する。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地形

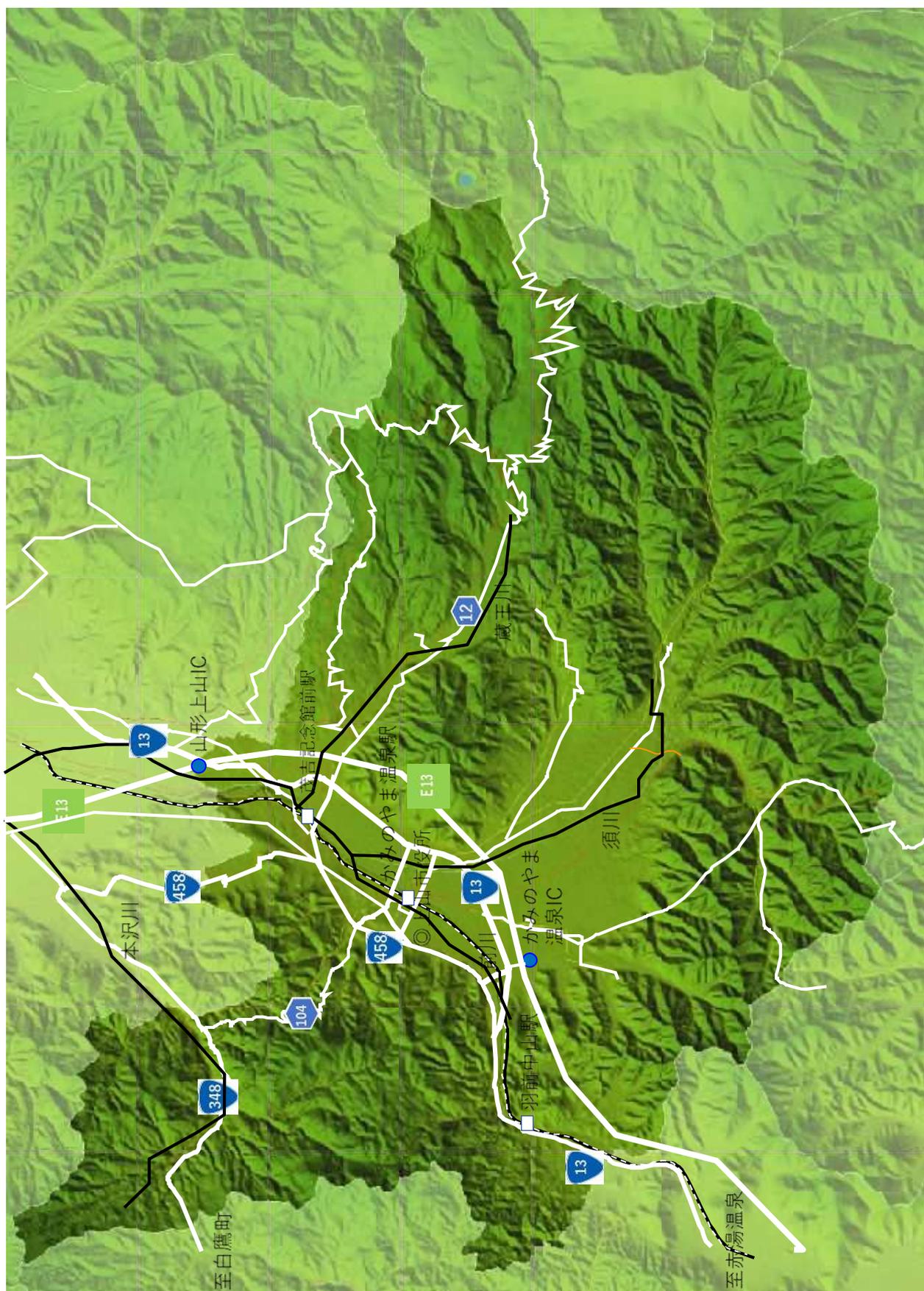
上山市は、山形県の東南部にあつて、極東東経 140° 27′、極西東経 140° 11′、極南北緯 38° 03′、極北北緯 38° 13′ に位置し、東西 23.10km、南北 18.80 km、周囲 84.00km、面積 241.00km<sup>2</sup> を有し、上山盆地を中心に、南東部の蔵王山一体の山岳地帯と西部丘陵地帯に囲まれた地域である。

上山盆地は、奥羽山脈の西側に連なって発達する内陸盆地の一つで、半円形を呈し、奥羽本線に沿って村山盆地に連なっている。この盆地の特性は、盆地内に堆積した扇状地が全面積の約半分を占めている。

本市の河川は、南東部山岳に源を持つ須川、蔵王川、西部丘陵に源を持つ本沢川、中川溝状盆地に源を持つ前川とに大別される。

このように、本市と隣接する市町との境界には、山岳地帯が多く存在しており、武力攻撃事態等において市境を越える避難が必要な場合には、避難路が限定される可能性があるため、留意する必要がある。

上山市概略図



## 2 気候

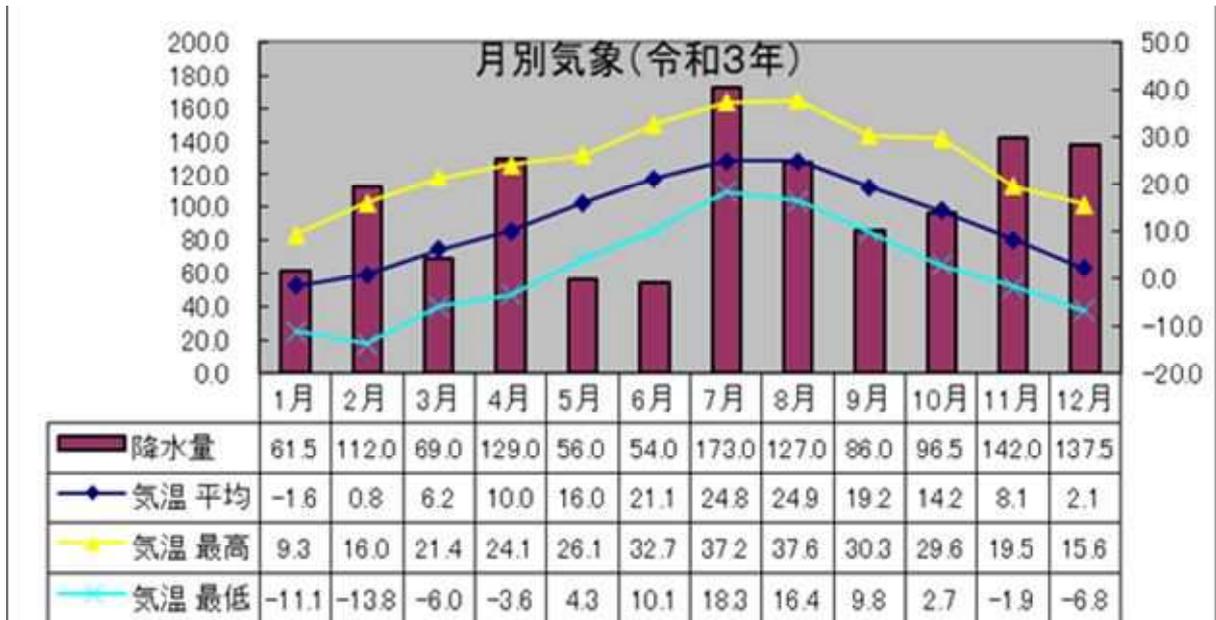
本市の気候は、上山盆地と南東部の山岳地帯、西部丘陵地帯で大きく相違し、降雨量、積雪量を比較するとその格差が顕著に表れる。

山岳地帯は、10月中旬に初雪を観測し、11月下旬には根雪となる。また、最大積雪深も2mを超え、4月下旬まで根雪期間が続く。平野部は、11月中旬に初雪が降り、12月下旬から3月中旬まで根雪となり、最大積雪深は、平均50～60cmと山岳地帯、西部丘陵地帯に比較して少ない。

降水量は、最近5年間の年間平均1,153mmで、特に6月から9月までの梅雨期、台風シーズンに多く、災害発生の時期もこの期間に集中する。降雨（雪）日数は年間の約44%となっている。

気温は、内陸盆地型気候のため寒暖の差が大きく、最低気温は1月、2月に $-10^{\circ}\text{C}$ を超え、最高気温は7月、8月に $35^{\circ}\text{C}$ 以上を記録する。平均気温では、1月は氷点下と寒さが続くが7月、8月には約 $25^{\circ}\text{C}$ まで高くなる。

このように本市の気候は、季節変動が大きく、とりわけ冬季は市全域で積雪に見舞われることから、避難が必要な場合には避難路が制限される可能性があるため、これらの諸条件を考慮した避難誘導の在り方を検討する必要がある。



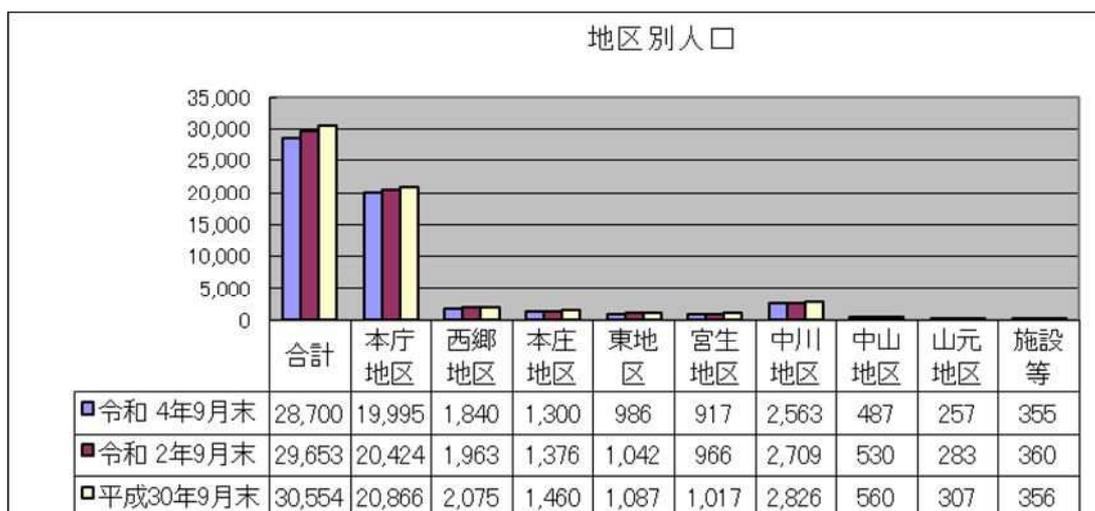
## 3 人口分布

本市の人口は、令和4年9月末現在28,700人（男13,779人、女14,921人）である。市内で最も人口が多い地区は本庁地区（19,995人）であり、ついで中川地区（2,563人）、西郷地区（1,840人）、本庄地区（1,300人）、東地区（986人）の順となっており、市全体の約70%が市の中央部である本庁地区に集中している。

年齢別に見ると、市全体において15歳未満が総人口に占める割合は9.2%、15～64歳の人口は50.7%、65歳以上の人口は40.1%となっている。65歳以上の全国平均は29.1%（令和3年）であり、本市は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している。今後も、市内の少子・高齢社会の深度化が予想され、より一層の高齢者、障がい者等への配慮が必要となる。

また、本市は、550年の歴史を持つ温泉はじめ蔵王などの豊かな自然や歌人齋藤茂吉のふるさとであるなど多くの資源がある観光都市であり、年間45万人を超える観光客が訪れる。

このことから、市の中央部での避難住民の一極集中による混乱等の回避や、高齢者等の避難行動要支援者や地理に不案内な観光客の避難誘導に取り組む必要がある。



#### 4 道路の位置等

国道は、市内を南北に縦断し南陽市及び山形市に繋がっている国道13号及び東北中央自動車道、市北部を東西に横断する国道348号、市南西部から山形市に繋がる国道458号がある。

主な県道としては、中川地区を横断し市中心部と蔵王坊平を結ぶ白石上山線、中川地区高野と蔵王を結ぶ上山蔵王公園線、東地区を横断し市中心部と東地区菖蒲萱平を結ぶ萱平河崎線、本庄地区を横断し市中心部と宮城県七ヶ宿を結ぶ上山七ヶ宿線がある。

加えて、その他の県道や市道がこれらを補完している。

本市には、山間部が多く、地域によって道路網の整備状況に偏りがあることから、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用するための体制や仕組みの整備に留意する必要がある。

#### 5 鉄道の位置等

本市に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社であり、福島市から青森県に至る奥羽本線が市内を南北に縦断している。市内には、南から羽前中山駅、かみのやま温泉駅、茂吉記念館前駅の3駅がある。

このことから、避難時の輸送手段としては、現状の道路網が基本となるものの、鉄道網も有効活用する必要がある。

### 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

#### 1 武力攻撃事態

##### (1) 武力攻撃事態の種類

県国民保護計画では、基本方針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。

事態類型	想定
<p>1 着上陸 侵攻</p>	<p>(1) 事態の概要                      侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。</p> <p>(2) 特徴                      ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。                      イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。                      ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。                      エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点                      事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
<p>2 ゲリラ や特殊部 隊による 攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要                      ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴                      ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。                      イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点                      ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>

事態類型	想 定
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 事態の概要 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、科学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴 ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
4 航空攻撃	<p>(1) 事態の概要 重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴 ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間がなく、また攻撃目標を特定することが困難である。 イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ウ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) NBC攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるNBC攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。

種 別	想 定
1 核兵器等	<p>(1) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>(2) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲する</p>

種 別	想 定
	<p>ことや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>(3) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p> <p>(4) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその他の乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる必要がある。</p>
2 生物兵器	<p>(1) 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>(2) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>(3) したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>(1) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>(2) このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

## 2 緊急対処事態

県国民保護計画では、基本方針を踏まえ、緊急対処事態について次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおり示されている。

事態例	想 定
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 原子力事業所等の破壊</li> <li>イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>ウ 危険物積載船への攻撃</li> <li>エ ダムの破壊</li> </ul> <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</li> <li>(イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</li> </ul> </li> <li>イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul> </li> </ul>

事態例	想 定
	ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 エ ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 イ 列車等の爆破 (2) 被害の概要 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 エ 水源地に対する毒素等の混入 (2) 被害の概要 武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	(1) 事態例 ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ イ 弾道ミサイル等の飛来 (2) 被害の概要 ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

### 3 本市において特に留意すべき事項

本市は、本計画の武力攻撃事態及び緊急対処事態に関し、本市の地理的、社会的特徴を考慮するとともに、県国民保護計画において次のとおり示されている「本県において特に留意すべき事項」に留意する。

想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、石油コンビナート施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急対処事態においては、都市部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各課における平素の業務

市の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

なお、国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、庶務課において行う。

##### 【市の各課における平素の業務】

課名	平素の業務
全課共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課所管の生活関連等施設の安全確保に関すること</li> <li>各課の管理する公共施設等の安全確保に関すること</li> </ul>
庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>市国民保護計画の見直しに関すること</li> <li>国民保護に係る関係機関との連携調整に関すること</li> <li>避難及び救援に関する情報の把握に関すること</li> <li>非常通信体制の整備に関すること</li> <li>国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関すること</li> <li>特殊標章等の交付及び管理に関すること</li> <li>情報・連絡体制の整備に関すること</li> <li>安否情報に係る収集体制の整備に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄に関すること</li> <li>住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること</li> </ul>
市政戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般ボランティアに対する支援体制の整備に関すること</li> <li>自衛隊の受け入れ体制に関する事項</li> </ul>
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に係る体制整備に関すること</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関すること</li> </ul>
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>日本赤十字社山形県支部及び上山市社会福祉協議会との連携調整に関すること</li> <li>生活必需品の供給・調達体制の整備に関すること</li> </ul>
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> </ul>
商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料の供給・調達体制の整備に関すること</li> </ul>
観光・ブランド推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客の保護に関すること</li> <li>国民保護に関する撮影・記録に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設等の把握に関すること</li> </ul>
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設に係る機能確保に関すること</li> </ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> <li>自主防災組織との連絡調整に関すること</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における国民保護啓発に関すること</li> </ul>

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の実施

市は、武力攻撃等の事態に速やかに対応するため、24時間体制を実施する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、武力攻撃等の事態に適切に対応するため、次のとおり体制及び参集基準を定める。

#### 【体制及び職員参集基準】

体制	参集基準
ア 担当課体制	庶務課の担当職員が参集
イ 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
ウ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

- ・担当課体制は、庶務課長が設置し、速やかに市長に報告する。
- ・緊急事態連絡室は、市長が設置する。
- ・市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき市長が設置する。

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア
	市の全課での対応が必要な場合	イ
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	ア
	市の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	イ
	市の全課での対応が必要な場合	ウ

### (4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、参集予定職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策本部副部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長	副市長	庶務課長
副市長	庶務課長	庶務課主幹
教育長	管理課長	生涯学習課長
各課長	各課主幹	各課副主幹
消防長	消防次長	消防本部主幹
消防団長	消防団副団長	消防団分団長

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ア～ウの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 市民の権利利益の迅速な救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

※法は「国民保護法」をいう。

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項・第2項)

損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・第2項)
不服申立てに関する事 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、第175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、上山市文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関相互の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

市は、市の区域内に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、県との緊密な関係を確保する。

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備

市は、市の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定公共機関等との緊密な連携を確保する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、地域の医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 民間事業者等との連携体制の整備

市は、民間事業者等から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、当該事業所等との連携の確保を図る。

### 5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

#### 1 通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、関係省庁や電気通信事業者等及び東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

#### 2 市における非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報通信確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、警報を通知すべき関係機関は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会である。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。また、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

#### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推

進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任体制をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- (1) 氏名
- (2) フリガナ
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所（郵便番号を含む。）
- (6) 国籍
- (7) (1) から (6) のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (8) 負傷（疾病）の該当
- (9) 負傷又は疾病の状況
- (10) 現在の居所
- (11) 連絡先その他必要情報
- (12) 親族・同居者からの照会への回答の希望
- (13) 知人からの照会への回答の希望
- (14) 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意

2 死亡した住民

- （上記（1）から（7）に加えて）
- (15) 死亡の日時、場所及び状況
- (16) 遺体が安置されている場所
- (17) 連絡先その他必要情報
- (18) 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意

4 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ

情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

### 1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員の資質の向上を図るため、国、県等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練
- エ 通信訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 訓練の実施に当たっては、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く参加を呼びかけるとともに、訓練の開催時期、場所等については、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援に関する平素からの備え

市は、県知事から避難の指示を受けたときは、避難の指示の伝達及び誘導を行うとともに、県が実施する救援に関する措置に協力することから、避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、次のような基礎的資料を準備する。

- ア 住宅地図
- イ 区域内の道路網のリスト
- ウ 輸送力のリスト
- エ 避難施設のリスト
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- カ 生活関連等施設等のリスト
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 自主防災組織等の連絡先等一覧
- ケ 消防機関のリスト
- コ 避難行動要支援者名簿
- サ 旅館等宿泊施設のリスト

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 避難行動要支援者避難支援プランの作成

市は、避難行動要支援者支援に関する全体的な考え方を定めた全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難計画で構成する避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

全体的な考え方には、避難支援対象者特定の考え方、支援に関する自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制等について、地域の実情に応じ記述する。

#### (4) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

#### (5) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (6) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンの作成に努める。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等についても配慮する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力について次のような情報を共有する。

- ア 保有車輛等（鉄道、バス等）の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法

(2) 輸送施設に関する情報の把握

市は、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、県が保有する次のような情報を共有する。

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	第1号	発電所、変電所	経済産業省
	第2号	ガス工作物	経済産業省
	第3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	第4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	第5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	第6号	放送用無線設備	総務省
	第7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	第8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	第9号	ダム	国土交通省
第28条	第1号	危険物	総務省消防庁
	第2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	第3号	火薬類	経済産業省
	第4号	高圧ガス	経済産業省

第5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
第6号	核原料物質	原子力規制委員会
第7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
第8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号））	厚生労働省 農林水産省
第9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
第10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
第11号	毒性物質	経済産業省

## （2）市が管理する公共施設等の安全確保

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

また、市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者に対して、市の措置に準じた措置をとるように求める。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備等

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄・整備並びに施設及び設備の点検等について定める。

### 1 市における備蓄

#### （1）防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

#### （2）国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### （3）県との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、県との密接な連携のもとで対応する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### （1）施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を想定の上、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 上下水道施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市が管理する施設に係る地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図り、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、構造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について定める。

#### 1 緊急事態連絡室の設置及び初動措置

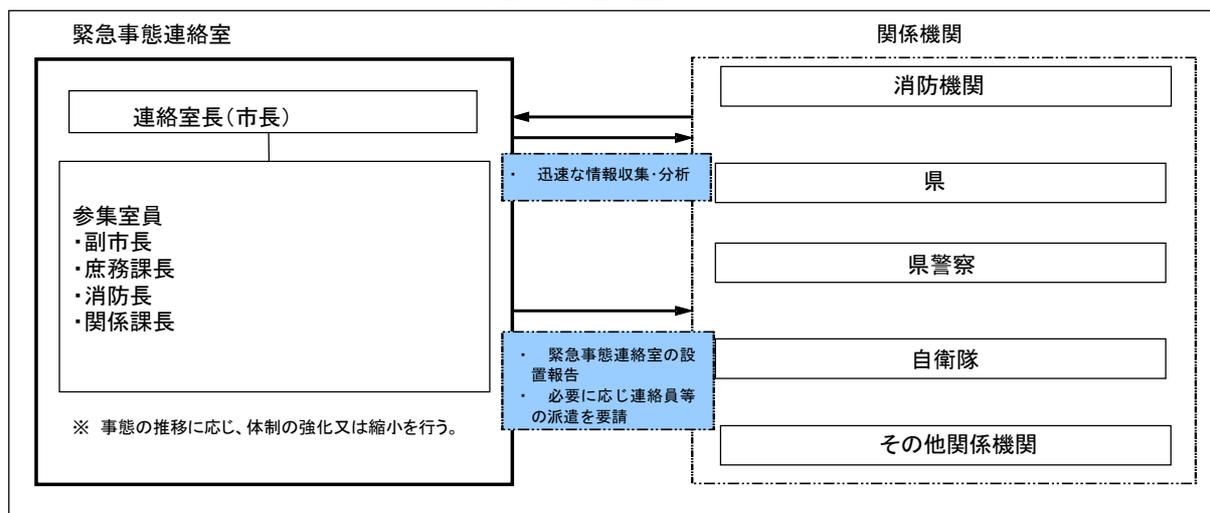
##### (1) 緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、市の区域内において、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

イ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

緊急事態連絡室の構成等



##### (2) 緊急事態連絡室における初動措置

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

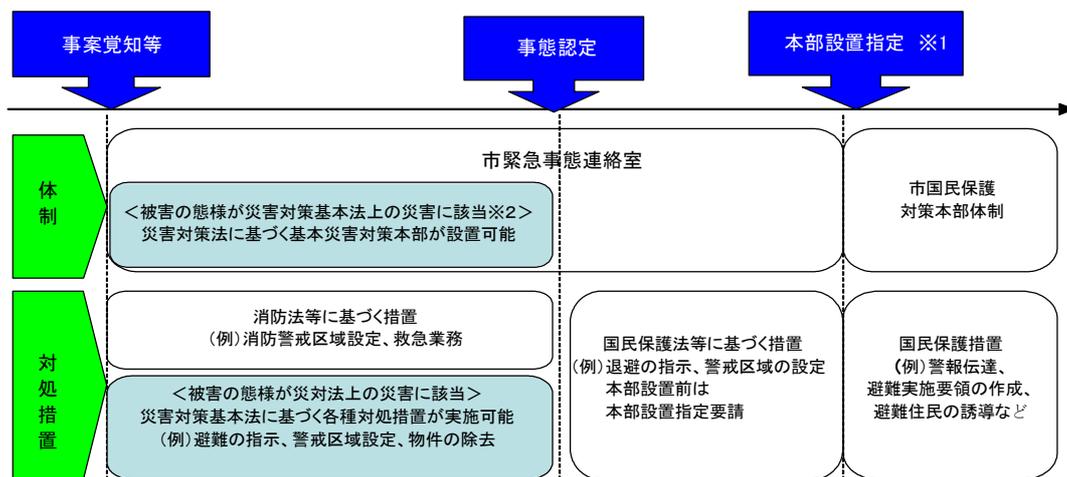
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 国民保護対策本部に移行する場合の調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等及び通信の確保について定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### イ 市長による市対策本部の設置

市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市長は、直ちに市対策本部を設置する。

また、市長は、市対策本部を設置したときは、直ちに、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するとともに、各課、県、指定地方公共機関その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

なお、事前に前章で規定する緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部長は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### エ 市対策本部の開設

市対策本部長は、市庁舎大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

##### オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### カ 本部の代替機能の確保

市庁舎が被災した場合等庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として次の施設を指定する。

(ア) 第1順位 上山市体育文化センター

(イ) 第2順位 上山市立南小学校屋内運動場

また、市の区域を越える避難が必要で、区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

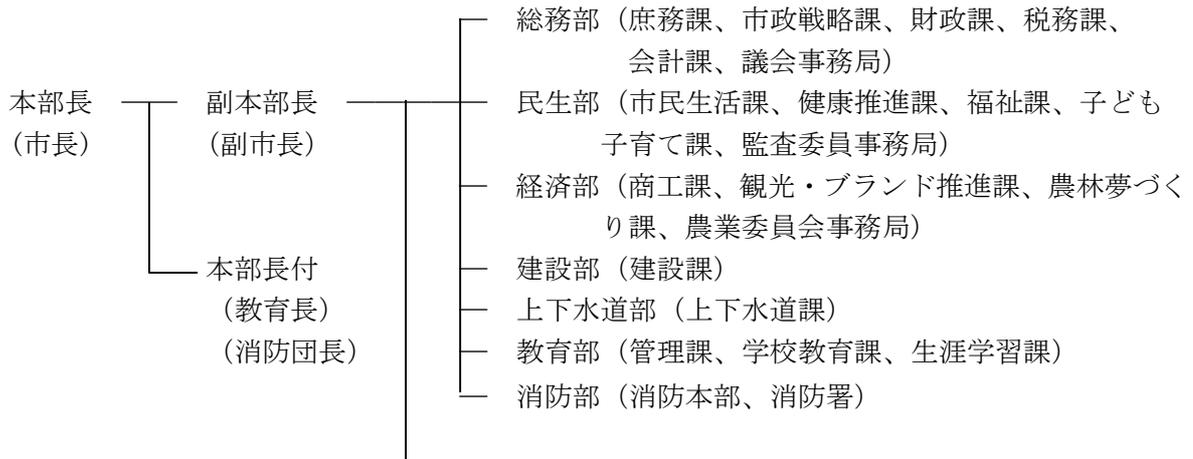
#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

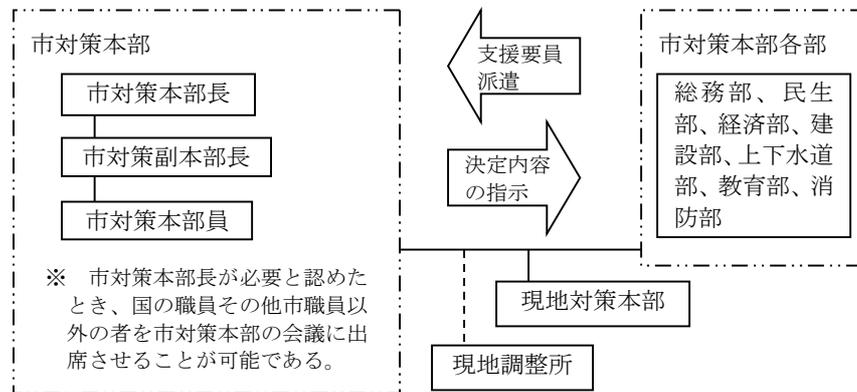
市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

ア 組織構成



本部員（教育長、庶務課長、市政戦略課長、財政課長、市民生活課長、健康推進課長、福祉課長、農林夢づくり課長、商工課長、観光・ブランド推進課長、建設課長、上下水道課長、管理課長、生涯学習課長、消防長、消防団長）

イ 各組織の機能



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において次の業務を実施するものとする。また、市対策本部には、各部各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

部	業 務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部の庶務に関すること</li> <li>市対策本部員会議の運営に関すること</li> <li>他市町村や県等に対する応援要請及び受入に関すること</li> <li>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること</li> <li>国、県、他市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること</li> <li>市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること</li> <li>通信回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること</li> </ul>
民生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> </ul>

部	業 務
経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客の保護に関すること</li> <li>・ 食料品の調達確保に関すること</li> <li>・ 炊き出しの実施に関すること</li> <li>・ 広報、写真撮影、記録に関すること</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通不能箇所及び交通可能路線の調査に関すること</li> <li>・ 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・ 建築物の被害調査及び応急対策に関すること</li> </ul>
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水の供給に関すること</li> <li>・ 給配水計画に関すること</li> <li>・ 下水排水計画に関すること</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の供与に関すること</li> <li>・ 児童・生徒の避難誘導に関すること</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・ 住民の避難誘導に関すること</li> <li>・ 緊急消防援助隊の派遣要請及び受入に関すること</li> </ul>

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

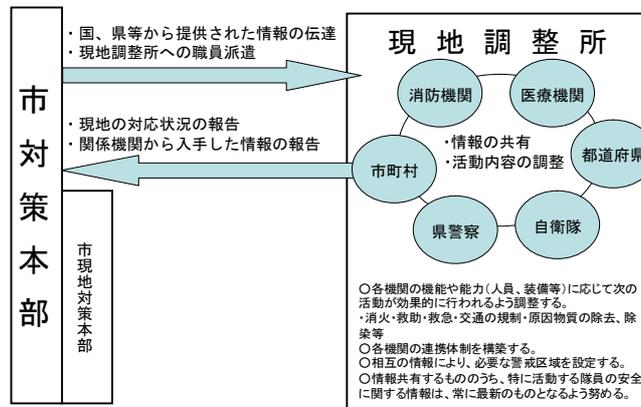
(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。

イ 現地調整所は、事態発生の際現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所ではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。現場に先着した関係機関が先に設置した場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、電気通信事業者及び電気通信設備を有する関係省庁や地方公共団体の臨時を含む通信回

線を利用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

使用する端末は、加入電話、携帯電話、移動系防災行政無線、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等とする。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、市の所有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、市の情報通信施設に支障が生じた場合は、直ちに要員を現地に派遣し応急復旧作業に当てる。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 3 マニュアルによる運用

市は、国民保護措置の具体的な運用にあたっては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るとともに、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行い、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

#### (1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。(国民保護等派遣)

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊山形地方協力本部長又は陸上自衛隊第6師団長を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を紹介し、防衛大臣に連絡する。

なお、要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることが出来ない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容(例)】

- ・ 避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- ・ 避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ・ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(同法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の市町村に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の市町村に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
  - ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等  
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援  
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織の長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等  
市は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとするものがある場合には、その安全を十分に確保するため、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。  
また、市は、安全の確保が十分であると判断する場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。
- (3) 民間からの救援物資の受入れ  
市は、県や関係機関等と連携し、市民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部及び国・県対策本部を通じて市民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

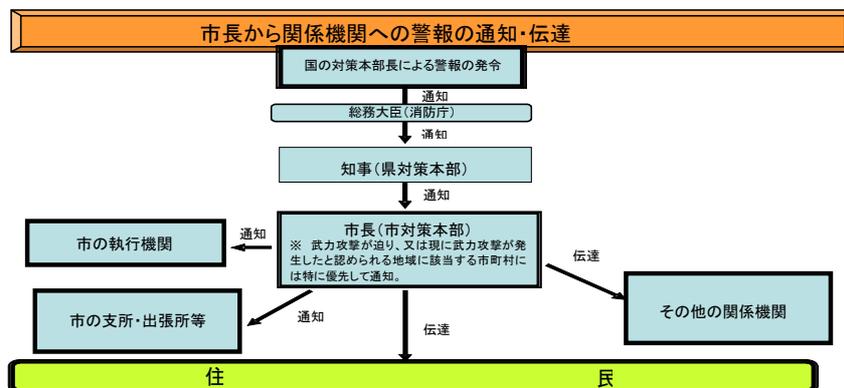
##### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係ある公私の団体（消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp>）に警報の内容を掲載する。



※ 市長は、ホームページ(<http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/>)に警報の内容を掲載  
 ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

#### 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
この場合においては、原則として、広報車等のスピーカーで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合  
(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車等による広報やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

### 4 マニュアルによる運用

市は、警報の通知、伝達等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

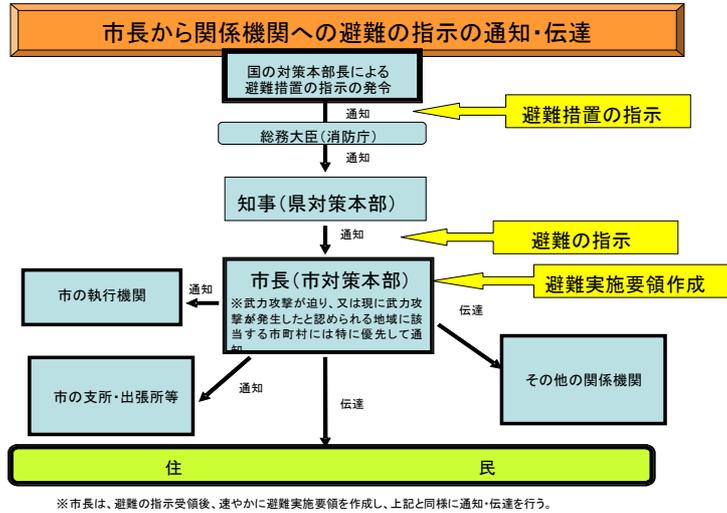
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じて、次の事項を定めた避難実施要領の案を作成する。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に関し必要な事項

当該案については、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災組織、事務所などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の自主防災組織内や地域住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品及び服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最小限の携行品及び服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 武力攻撃ごとの留意事項

ア NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

イ 弾道ミサイル等による攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難させる。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示及び県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、指示の内容に沿った避難の誘導を行う。

(ウ) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ウ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) 国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策

定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

- (イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待つかない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- (ウ) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。
- (エ) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

エ 着上陸侵攻の場合

- (ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- (イ) このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

避難実施要領のイメージ（一例）】

避難実施要領

山形県上市市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

上市市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 上市市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB1高校体育館を避難先として、×日×時を目途に住民の避難を開始する。

ア 避難経路及び避難手段

- ・ バスの場合

上市市A1地区の住民は、上市市A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自主防災組織、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、B市B1高校体育館に避難する。

- ・ 鉄道の場合

上市市A1地区の住民は、JR奥羽本線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自主防災組織、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ市道〇〇線を使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び上山市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市B1高校体育館に避難する。

- (2) 上山市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB2中学校を避難先として、×日×時×分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・・・・・以下略・・・・・・・・

## 2 避難住民の誘導の実施方法

### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ア 住民への周知要員
- イ 避難誘導要員
- ウ 市対策本部要員
- エ 現地連絡要員
- オ 避難所運営要員
- カ 水、食料等支援要員 等

### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間に余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

### (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織などにも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

## 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急連絡先は以下のとおりとする。

上山市国民保護対策本部 担当 ○○○○

TEL 023-672-1111 (内線×××)

FAX 023-672-1112

### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

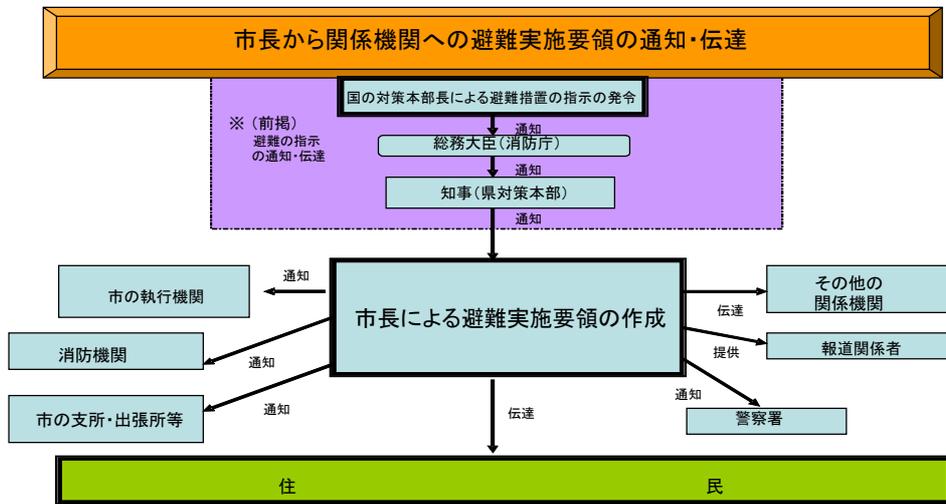
### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長

及び自衛隊山形地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織の長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等の所要の措置を講ずる。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

4 マニュアルによる運用

市は、避難住民の誘導等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第5章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、知事から通知があった場合に救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の内容について定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

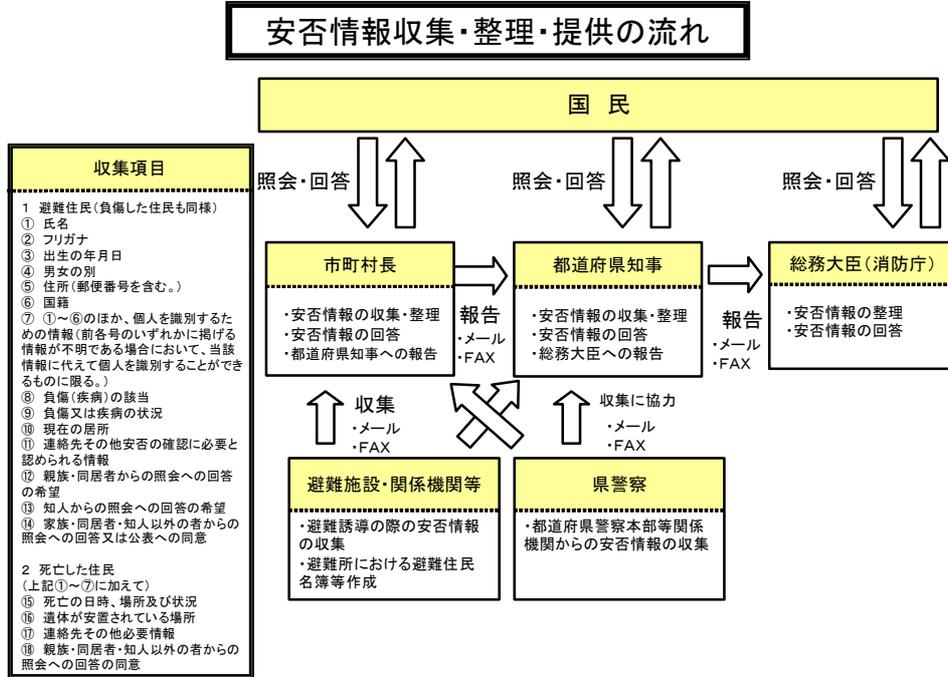
### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。



### 1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。ただし、武力攻撃における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が緊迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用できるものとする。

### 2 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

### 3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 4 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### (3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

### 5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山形県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項について定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、県対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、国や県等関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### 3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、市民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ市民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要がある

と認めるときも、同様とする。

### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。また、公の施設を管理する指定管理者に対して、県の措置に準じた措置の実施を求める。

## 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 5 武力攻撃原子力災害への対処

隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の市の活動体制、モニタリングの実施、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、上山市地域防災計画「第4編第3章（原子力災害対策）」の定めによるものとする。

## 第2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害に当たり必要な事項について定める。

### 1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### 3 関係機関との連携

市長は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### 4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

#### (1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### (4) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措 置
第1号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次の措置を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
第2号	汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、次の措置を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
第3号	汚染され、又は汚染された疑いがある死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
第4号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
第5号	汚染され、又は汚染された疑いがある建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
第6号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

ア	当該措置を講ずる旨
イ	当該措置を講ずる理由
ウ	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
エ	当該措置を講ずる時期
オ	当該措置の内容

#### （5）要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

#### 1 退避の指示

##### （1）退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

##### （2）屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示（一例）】

- ・ 「〇〇×丁目、△△×丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「〇〇×丁目、△△×丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(3) 退避の指示に伴う処置

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

市長は、警戒区域の設定について、次の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域の設定に伴う措置

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### 4 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 5 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

### 1 被災情報の収集及び報告

(1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情

報の第一報を報告する。

- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

**【被災情報の報告様式】**

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
山 形 県 上 山 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 上山市 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
上山市							

※ 可能な場合は、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況
上山市				

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を編成し、健康相談、指導等を実施するなど、衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 精神保健対策

市は、武力攻撃災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するために県が行う精神保健対策に協力するよう努める。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資の安定的な供給等を実施する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について定める。

### 1 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県教育委員会や関係機関と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書・学用品の供給や奨学金制度の活用を図るとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

#### (4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

### 3 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

### 【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

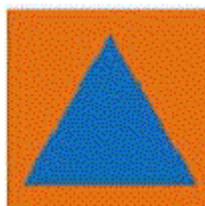
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり。）

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

<p>表面</p> <p>（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name: _____</p> <p>生年月日/Date of birth: _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の章節において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in its capacity as _____</p> <p>交付年月日/Date of issue: _____ 証明書番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry: _____</p>	<p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身長/Height: _____</td> <td>目の色/Eyes: _____</td> <td>髪の色/Hair: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">写真/PHOTO: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">持持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)</td> </tr> <tr> <td>用印/Stamp: _____</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder: _____</td> </tr> </table>	身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	髪の色/Hair: _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____			写真/PHOTO: _____			持持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)			用印/Stamp: _____	所持者の署名/Signature of holder: _____	
身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	髪の色/Hair: _____														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____																
写真/PHOTO: _____																
持持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)																
用印/Stamp: _____	所持者の署名/Signature of holder: _____															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

### 2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）」等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

#### (1) 市長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

**3 特殊標章等に係る普及啓発**

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等を設置している機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、河川等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

#### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

#### 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態への対処

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から第182条の規定において基本的な事項が定められているほか、同法第183条の規定に基づき武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。

また、市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第1編第5章2に掲げるとおりであるが、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

このため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態の対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
国（事態）対策本部	国（緊急対処事態）対策本部
県（国民保護）対策本部	県（緊急対処事態）対策本部
市（国民保護）対策本部	市（緊急対処事態）対策本部
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

### 2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第1編に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等、第3編及び第4編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

### 3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、市長は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1の警報の伝達等の定めに基づいて、これを行う。

### 4 特殊標章等の取扱い

武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されないので留意する。

## 5 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定等）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されないので留意する。

## 6 備蓄、避難施設等に係る取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の平時における備えに係る規定については、緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとされていることに留意する。

上山市国民保護計画

資料編

## 資料編 目次

1	上山市国民保護協議会条例	資料	1
2	上山市国民保護対策本部及び上山市緊急対処事態対策本部条例	資料	2
3	上山市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	資料	3
4	安否情報関係様式	資料	12
5	関係機関連絡先	資料	17
6	避難施設	資料	18
7	用語集	資料	21

## 上山市国民保護協議会条例

平成18年3月23日 条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、上山市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 上山市国民保護対策本部及び上山市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月23日 条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、上山市国民保護対策本部及び上山市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 上山市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、上山市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 上山市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 上山市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

3 国民保護現地対策本部員は、国民保護現地対策本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(上山市緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、上山市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 上山市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成18年10月30日 告示第127号

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、上山市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により特殊標章を交付した者に対して、必要がなくなったと認めるときは、特殊標章の返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第4号)により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、次に掲げる者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

(1) 第5条第1項の規定により腕章等を交付した者

(2) 第5条第2項の規定により腕章等を交付した者

(身分証明書の携帯)

第11条 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第5号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。この場合において、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1号の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2号の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

第 19 条 上山市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、庶務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

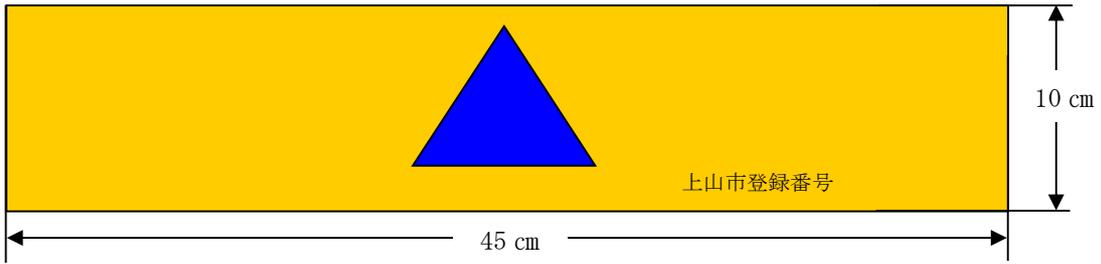
別表（第2条関係）

区分	表 示			制 式
	位置	形状及び寸法	材 質	
腕 章	左腕に表示	図のとおり	ビニール	①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：上山市 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前頭部中央に表示		ステッカー又はワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		プリント又は塗色	
車両章	車両の両側面及び後面に表示		マグネット又は塗色	
	航空機の両側面に表示		ステッカー又は塗色	

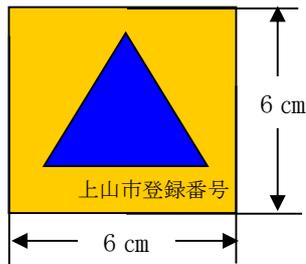
備考 腕章及び帽章は同時に付するものとする。

図

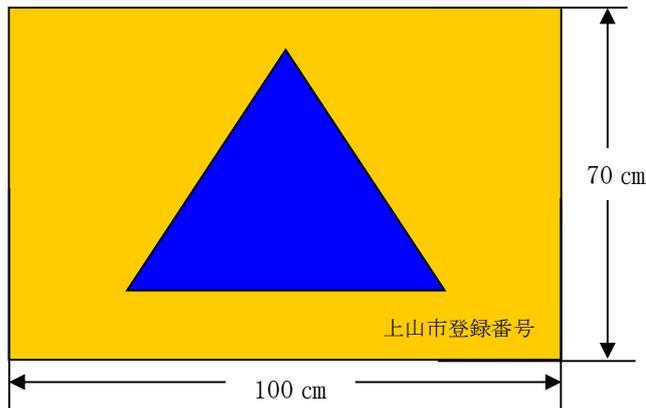
(1) 腕章



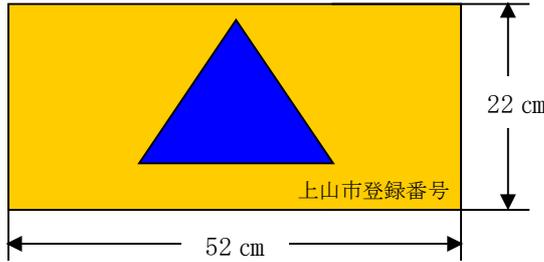
(2) 帽章



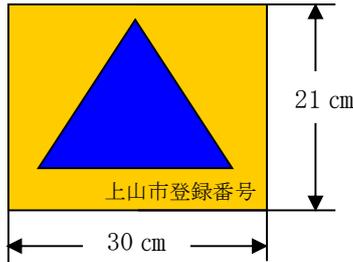
(3) 旗



(4) 車両章 (大)



(小)



様式第 1 号 (第 2 条関係)

身分証明書

表面

	上山市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of Birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue.....証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry.....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))



様式第3号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

上山市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) ..... (ローマ字) .....	生年月日（西暦） .....年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... ..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真  縦4×横3cm (身分証明書の交付 の場合のみ)
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長：.....cm      眼の色：.....  頭髪の色：.....      血液型：.....（Rh因子.....）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） ..... .....
---

(許可権者使用欄) 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....
--

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
上山市長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等の理由）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

上山市長 様	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

安否情報関係様式

(武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号))

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所および状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居人・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等に際して企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



様式第4号（第3条関係）

## 安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者		住所 _____
		氏名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 ○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（知人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ _____ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日  総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被  照  会  者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 関係機関

機 関 名	住 所	電話番号	F A X
山形県防災くらし安心部防災危機管理課	山形市松波二丁目 8-1	630-2231	633-4711
山形県村山総合支庁総務企画部総務課	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8108	624-3056
山形県消防防災航空隊	東根市大字若木字七窪 5670	0237-47-3275	0237-47-3277
上山警察署	上山市矢来三丁目 7-50	677-0110	673-2511
陸上自衛隊第六師団	東根市神町南三丁目 1-1	0237-48-1151	0237-48-5754
自衛隊山形地方連絡部	山形市緑町一丁目 5-48	622-0712	623-8328
山形県村山保健所	山形市十日町一丁目 6-6	627-1100	627-1126
山形市総務部防災対策課	山形市旅籠町二丁目 3-25	641-1212	624-8847
天童市総務部危機管理室	天童市老野森一丁目 1-1	654-1111	653-0704
山辺町防災対策課	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	667-1111	667-1112
中山町総務広報課	東村山郡中山町長崎 120	662-2111	662-5176
日本郵便株式会社上山郵便局	上山市八日町 1-5	0570-943-259	
東日本旅客鉄道株式会社 かみのやま温泉駅	上山市矢来一丁目 1-1	672-0049	672-0049
N T T 東日本株式会社 山形支店 山形災害対策室	山形市薬師町二丁目 18-1	621-9181	631-1134
ヤマト運輸株式会社 上山営業所	上山市弁天一丁目 8-63	0570-200-000	023-687-4180
東北電力ネットワーク株式会社 山形電力センター	山形市本町二丁目 1-6	634-8030	625-8153
山形県トラック協会	山形市流通センター四丁目 1-2	633-2332	623-0989
上山市社会福祉協議会	上山市南町 4-5-12	695-5095	695-5096
上山市医師会	上山市十日町 7-8	672-6758	672-6199
上山建設クラブ	上山市沢丁 3-21	672-2002	672-2002
上山市土地改良区	上山市金生東二丁目 15-26	672-0419	672-0530
上山市商工会	上山市南町 8-21	672-2057	672-3916
N H K 山形放送局	山形市桜町 2-50	625-9515	633-2842
山形放送	山形市旅籠町二丁目 5-12	635-3910	632-5942
山形テレビ	山形市城西町五丁目 4-1	647-1315	644-2496
テレビユー山形	山形市白山一丁目 11-33	624-8135	624-8372
さくらんぼテレビジョン	山形市落合町 85	635-2111	635-2110
エフエム山形	山形市松山三丁目 14-69	625-0804	625-0805

## 避難施設

## 1 屋内施設（国民保護における収容人数＝面積÷2㎡）

番号	施設名	所在地	電話番号	屋内運動場 (㎡)	収容人数 (人)
1	県立こども医療療育センター体育館	河崎三丁目 7-1	673-3366	12,439	6,219
2	県立上山明新館高等学校体育館	仙石 650	672-1700	2,608	1,304
3	県立山形盲学校体育館	金谷字金ヶ瀬 1111	672-4116	572	286
4	県立上山高等養護学校体育館	宮脇字下川原 600	672-3841	597	298
5	県立ゆきわり養護学校体育館	河崎三丁目 7-1	673-5023	552	276
6	上山市生涯学習センター	東町 3-61	673-1621	2,022	1,011
7	上山小学校体育館	元城内 5-5	672-1400	864	432
8	南小学校体育館	けやきの森 1-1	673-3131	1,463	731
9	旧西郷第一小学校体育館	阿弥陀地字上原 906-1		396	198
10	旧西郷第二小学校体育館	高松字南沢 1335		360	180
11	旧本庄小学校体育館	皆沢字宝 126-1		446	223
12	宮川小学校体育館	須田板字原際 784-1	674-2816	602	301
13	中川小学校体育館	金谷字水神河原 1189-2	679-2234	690	345
14	中山体育館	中山字壁屋敷 5612	676-2112	600	300
15	山元体育館	狸森字久々取 511-4	675-2332	559	279
16	南中学校体育館	長清水三丁目 7-1	672-1500	1,264	632
17	北中学校体育館	泉川字松の木 110	672-1502	1,050	525
18	宮川中学校体育館	牧野字中原 1945-2	674-3058	684	342
19	上山市体育文化センター	けやきの森 2-1	673-2288	2,862	1,431
20	北部地区公民館	弁天一丁目 6-8	672-2545	137	68
21	南部地区公民館	河崎一丁目 1-23	673-7255	232	116
22	中部地区公民館	十日町 4-11	673-2588	871	435
23	西郷地区公民館	藤吾字下原 412-3	672-2540	170	85
24	本庄地区公民館	皆沢字鶴巻 1247-1	674-3302	250	125
25	東地区公民館	須田板字原際 742-2	674-3303	187	93
26	宮生地区公民館	下生居字屋敷前 288	674-3304	230	115
27	中川地区公民館	高野字念仏檀 66-3	679-2501	165	82
28	山元地区公民館	狸森字久々取 513-1	675-2311	169	84
29	中山地区公民館	中山字上町式 3156	676-2553	175	87
30	働く婦人の家	元城内 1-1	673-3939	821	410
31	中川農業者等トレーニングセンター	高野字念仏檀 127-3	679-2100	520	260
32	南部地区農業者トレーニングセンター	牧野字中原 1912	674-3306	690	345
33	しらさぎ保育園	金生東二丁目 6-54	672-0025	326	163

番号	施設名	所在地	電話番号	屋内運動場 (㎡)	収容人数 (人)
34	みなみ保育園	河崎一丁目 1-45	672-0144	414	207
35	南児童センター	河崎一丁目 1-45	673-1367	220	110
36	南部体育館	藤吾字下原 412-3	672-2540	690	345
37	ZAOたいらぐら	蔵王坊平国有林 241 林班	677-0283	891	445

## 2 屋外施設

番号	施設名	所在地	面積(㎡)
1	県立こども医療療育センターグラウンド	河崎三丁目 7-1	54,208
2	県立上山明新館高等学校グラウンド	仙石 650	47,997
3	県立山形盲学校グラウンド	金谷字金ヶ瀬 1111	8,300
4	県立上山高等養護学校グラウンド	宮脇字下川原 600	1,812
5	上山小学校グラウンド	元城内 5-5	10,000
6	南小学校グラウンド	けやきの森 1-1	16,381
7	旧西郷第一小学校グラウンド	阿弥陀地字上原 906-1	8,710
8	旧西郷第二小学校グラウンド	高松字南沢 1335	4,243
9	旧本庄小学校グラウンド	皆沢字宝 126-1	8,076
10	宮川小学校グラウンド	須田板字原際 784-1	8,141
11	旧宮生小学校グラウンド	下生居字森 752	5,016
12	中川小学校グラウンド	金谷字水神河原 1189-2	5,125
13	中山運動広場	中山字壁屋敷 5605	9,790
14	山元運動広場	狸森字久々取 511-6	4,287
15	南中学校グラウンド	長清水三丁目 7-1	22,073
16	北中学校グラウンド	泉川字松の木 110	37,381
17	宮川中学校グラウンド	牧野字中原 1945-2	10,326
18	しらさぎ保育園前広場	金生東二丁目 6-54	2,470
19	市民公園	河崎一丁目字石崎 70-2	88,000
20	月岡公園	元城内 50-3	30,000
21	鷺ヶ袋公園	旭町二丁目 191-22	1,964
22	長清水公園	矢来四丁目 272-3	3,374
23	金瓶児童遊園	金瓶字原 23-2	1,680
24	細谷児童遊園	細谷 33	593
25	旧川口児童遊園	川口字北裏 70-5	761
26	檜下農村公園	檜下字流町 1067	1,880
27	関根農村公園	関根字中通 1129	706
28	久保手農村公園	久保手字久保手 4301	2,507
29	上生居農村公園	下生居字ザイケ 1443-1	860

避難施設

番号	施設名	所在地	面積(㎡)
30	三千刈児童遊園	朝日台一丁目 4	2,349
31	旧本庄小学校赤山分校グラウンド	檜下字赤山裏 1469-1	826
32	旧中川小学校小倉分校グラウンド	小倉字植ノ山 571	2,93
33	旧中川小学校蔵王分校グラウンド	蔵王字カタカリ 2520	1,157
34	中川地区公民館広場	高野字念仏檀 66-3	6,600
35	西郷地区公民館広場	藤吾字下原 412-3	2,458
36	北部地区公民館広場	弁天一丁目 6-8	2,865
37	蔵王坊平駐車場	菖蒲外二字末沢山外 42	6,300
38	生涯学習センターグラウンド	東町 3-61	16,307
39	体育文化センター駐車場	けやきの森 2-1	17,695
40	市民総合運動広場	長清水字鞍掛 909	19,419
41	市民球場	けやきの森 1-2	13,000
42	旧上山農業高等学校グラウンド	弁天二丁目 809	22,982
43	かみのやま温泉駅東口広場	美咲町一丁目 85-6	580
44	アビヤント・K駐車場	矢来一丁目 1-1	1,266

## 用語集

## あ行

## ○ 安否情報システム

武力攻撃事態等において、避難所等に避難された方等の安否情報をシステムに登録し、国民からの照会に対して、消防庁・都道府県・市町村が回答する際に使用するシステムをいう。

## ○ Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

## ○ NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

## か行

## ○ 基本指針

「国民の保護に関する基本指針」といい、政府が武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針です。

この基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定され、さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定されます。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

## ○ 緊急事態連絡室体制

事態認定前であっても、現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、市国民保護対策本部体制に準じて市長が設置するもの。

## ○ 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

## ○ 緊急通報

武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、都道府県知事が、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、国民の保護に関する計画で定めるところにより、発令するものをいう。緊急通報の内容は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の現状及び予測、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項。

警報との違いは、発令主体が警報では国の対策本部長（内閣総理大臣）であるのに対し、緊急通報は

都道府県知事であること、警報が比較的広範囲の地域を対象とし、場合により地域を特定せず発令されることもあるのに対し、緊急通報は限定された地域を対象としている、といった点です。

一方、住民等への伝達や、放送事業者による放送などは、警報の規定が準用される。

○ **緊急対処事態対策本部**

緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態において、内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置されます。その他、国民保護対策本部に関する規定が準用される。

○ **警戒区域**

関係者以外の立入りの制限もしくは禁止、または退去命令を行うことができる区域のこと。武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに市町村長が設定する。

○ **国民保護法**

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害等への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

○ **国民保護計画（上山市）**

国民保護法第35条に基づき、上山市が作成する市の国民の保護に関する計画

○ **国民保護計画（山形県）**

国民保護法第34条に基づき、山形県が作成する国民の保護に関する計画

○ **国民保護対策本部（上山市）**

内閣総理大臣から県を通じて設置の指定を受けたときに、上山市長が設置するもの。

○ **国民保護措置**

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置（同項第六号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。（国民保護法第2条第3項）

○ **国民保護協議会（上山市）**

市における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、市国民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をいう。

さ行

○ **自主防災組織**

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

○ **事態対処法**

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関

する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

#### ○ J-A L E R T（全国瞬時警報システム）

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

#### ○ 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

た行

#### ○ ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のことをいいます。

#### ○ 大規模集客施設

建築基準法上の床面積が10,000㎡以上の店舗、アミューズメント施設、スポーツ施設等をいう。

#### ○ 担当課体制

事態認定前に、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど武力攻撃が疑われる情報を入手した場合、情報収集・分析を行うために庶務課長が配備する体制

#### ○ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

#### ○ 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

#### ○ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のことをいいます。同議定書には、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められています。

国民保護法第158条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨、定めている。

## は行

### ○ 避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。

(国民保護法第 75 条第 1 項)

### ○ 避難地域

住民の避難が必要な地域をいう。

(国民保護法第 52 条第 2 項第 1 号)

### ○ 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

### ○ 武力攻撃

我が国に対し、外部から、国又は国に準ずる者により、組織的・計画的に行われる武力攻撃をいう。

### ○ 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

### ○ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

### ○ 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいう。

## や行

### ○ 要避難地域

市民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。